

# 令和8年度採用 福岡市障がい福祉指導・調査員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間 令和8年2月9日（月）～令和8年2月24日（火）【必着】

## 2 募集内容

職名	障がい福祉指導・調査員
採用予定人数	1人
職務の概要	(1) 障がい福祉サービス等の情報公表制度に関する業務 (2) 処遇改善加算制度に関する業務 (3) 上記のほか、所属長が特に必要と認めて指示する業務
勤務地	福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所12階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募する必要があります。
受験資格	1 次の(1)から(3)の資格要件をすべて満たす人 (1) 下記①～③のいずれかに該当する人 ① 法人において、労務、経理、給与管理のいずれかの実務経験が概ね1年以上ある人 ② 社会保険労務士の資格を有する人 ③ 自治体等で福祉関係事業所の指定、指導、給付費審査業務、障がい福祉サービス等の情報公表制度、処遇改善加算制度に関する実務経験が概ね1年以上ある人 (2) データ入力など、パソコン業務（エクセル、ワード）ができる人 (3) 年度を通して職務に従事できる人 2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

## 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

### 【第一次選考 書類選考】

申込書による書類選考を行います。選考結果は、令和8年2月27日（金）以降に申込者全員に郵送で通知します。合格者には、第二次選考（面接試験）の受験通知もあわせて送付します。

### 【第二次選考 面接試験】※集合時間、場所の詳細は第一次選考の合格者へ別途お知らせします。

- (1) 日時 令和8年3月9日（月）
- (2) 場所 福岡市役所（福岡市中央区天神一丁目8番1号）
- (3) 合格発表 令和8年3月12日（木）

※合格発表は午前10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に結果を文書で通知します。

#### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする障がい福祉指導・調査員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

#### 5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日～金曜日）
休日	土・日・祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間 27時間30分 1日の勤務時間：原則、午前9時15分から午後3時45分まで、 または午前8時45分から午後3時15分まで 休憩時間：正午から午後1時まで（60分）
給与	月額194,067円から205,465円（地域手当を含む。） 採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末・勤勉手当（賞与）	年間で給与の4.65ヶ月分（6月・12月に各期2.325ヶ月ずつ）を在職期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・給与等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

#### 6 応募方法等

(1) 受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）【必着】

(2) 申込方法等

提出書類	①令和8年度 障がい福祉指導・調査員（会計年度任用職員）採用試験申込書※ ②社会保険労務士登録証（写し）（受験資格①②に該当する方のみ） ③封筒（長形3号）（110円切手を貼り、宛先に申込者の氏名及び住所を明記） （第一次選考の結果通知に使用します。） ※申込書は、福岡市役所1階情報プラザ、各区役所福祉・介護保険課、健康課、入部出張所、西部出張所等で配布します。
提出方法	・郵送又は持参（持参の場合は平日9時から17時まで受付） ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記ください。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課 「障がい福祉指導・調査員 採用試験」担当

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市福祉局障がい者部障がい在宅福祉課

T E L : 092-711-4985 F A X : 092-711-4818

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

### 採用試験申込書記入上の留意点

- 申込書は、必ずボールペンで記入してください（鉛筆、マジック、消えるペン不可）。
- ホームページからダウンロードする場合などは、両面印刷して記入してください。
- 過去に福岡市において旧姓で働いたことがある（常勤職員、嘱託員、臨時の任用職員）場合は、旧姓についても氏名欄に記入してください。（初任給決定における職歴確認のために必要となります。）
- 写真は、申し込み前3か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のものを貼付してください。  
貼付の際は、写真の裏面に氏名を記入してください。
- 資格・実務経験で該当するものについて全て記入してください。